

名古屋市上下水道局法定外労災保険加入事務取扱要領

(平成12年4月1日局長通達)

(趣旨)

第1条 この通達は、労働災害被災者に対する補償の充実及び徹底を期するため、名古屋市上下水道局（以下「局」という。）と請負契約等を締結するもの（以下「元請負人」という。）に対し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による労働者災害補償保険（以下「法定保険」という。）以外の労働者災害補償保険（以下「法定外保険」という。）への加入を義務づけるとともに、その事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 元請負人は、次の各号に掲げる契約（以下「対象契約」という。）のいずれかを局と締結する場合には、法定外保険に加入しなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約（工事請負契約で単価契約のものを除く。）又はその内容が作業の性格上特に危険を伴わないと認められる契約を締結するときは、この限りでない。

- (1) 工事請負契約（単価契約を含む。）
- (2) 建築、電気又は機械に係る設備の修繕契約
- (3) 設備点検、運搬、処理、処分、警備等の委託契約

2 局が対象契約以外の契約を締結するときは、元請負人に対し、法定外保険への加入を指導するものとする。

(保険の補償額)

第3条 前条第1項の規定により元請負人が加入する法定外保険は、被保険者となる労務者が死亡した場合の補償限度額（以下「補償限度額」という。）が、死亡者1人当たり1,000万円以上のものでなければならない。ただし、元請負人において法定保険以外の労働災害補償制度を有する場合には、当該制度の補償限度額が1,000万円に満たないときに限り、元請負人は、1,000万円から当該制度の補償限度額を減じて得た額以上の額を補償限度額とする法定外保険に加入するものとする。

(労務者の範囲)

第4条 法定外保険の被保険者となる労務者の範囲は、元請負人が対象契約を履行するに際して、工事現場において作業に従事する者（当該現場において、作業に従事する下請負人等の労務者を含む。）とする。ただし、工場製作品の製造等に係る元請負人等の自社工場内における作業のみに従事する者は含まないものとする。

(保険期間)

第5条 法定外保険の契約期間の始期は工事又は業務（以下「工事等」という。）の着手日とし、終期は工事等の終了した日から14日以上を経過した日とする。

(仕様書の特記事項)

第6条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、対象契約を締結しようとするときは、その仕様書に「請負業者は、労働災害被災者の救済のため、労働者災害補償保険法以外に法定外保険等に参加し、その証を当局に提出すること。」と明記しなければならない。

(加入の証の徴収方法)

第7条 元請負人は、対象契約を締結したときは、速やかに、対象契約1件ごとに法定外保険加入の証を提出しなければならない。

2 前項に規定する法定外保険加入の証は、当該法定外保険の保険者又は保険者のために当該法定外保険契約の締結の代理を行った者の交付する証明書とする。ただし、元請人が法定外保険に団体加入している団体の構成員であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により元請負人が提出した法定外保険加入の証は、対象契約に係る工事等の施行を担当する課（室を含む。）又は公所において保管するものとする。

(団体加入者の取扱い)

第8条 元請負人が法定外保険に団体加入している団体の構成員であるときは、別記様式による団体の代表者が発行した法定外保険加入証明書の提出をもって、前条第1項に規定する法定外保険加入の証の提出に代えることができる。

2 前項に規定する法定外保険加入証明書を発行しようとする団体の代表者は、団体が法定外保険の

団体加入の契約（以下「団体加入契約」という。）を行ったときは、その旨を団体加入契約に係る契約書の写しを添えて総務部契約監理課（以下「契約監理課」という。）に報告しなければならない。団体加入契約を行った際に当該報告を行っていない団体の代表者が前項に規定する法定外保険加入証明書を発行しようとする場合も、同様とする。

- 3 前項の規定による報告を行った団体の代表者は、団体が団体加入契約を変更したとき、若しくは解約したとき、又は団体の構成員に異動があったときは、速やかに、その旨を契約監理課に報告しなければならない。この場合において、団体が団体加入契約を変更したときは、団体加入契約に係る契約書の写しを報告に添えるものとする。
- 4 契約監理課が前2項の規定による報告を受けたときは、関係する部の庶務担当課にその旨を通知するものとする。

附 記

- 1 この通達は、発布の日から実施する。
- 2 法定外労災保険加入事務取扱要領について（昭和52年局長通達第28号）は、廃止する。
- 3 この通達の実施の際、前項の規定による廃止前の法定外労災保険加入事務取扱要領について又は法定外労災保険加入事務取扱要領の規定に基づいてなされた提出その他の行為は、この通達の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 記

- 1 この通達は、平成22年8月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 この通達による改正後の名古屋市上下水道局法定外労災保険加入事務取扱要領についての規定は、実施日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、実施日前に公告その他の契約申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 記

- 1 この通達は、平成28年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 この通達の実施の際、現に第11条の規定による改正前の名古屋市上下水道局秘密図書の取扱いについて又は第16条の規定による改正前の名古屋市上下水道局法定外労災保険加入事務取扱要領についての規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものについては、第11条の規定による改正後の名古屋市上下水道局秘密図書の取扱いについて及び第16条の規定による改正後の名古屋市上下水道局法定外労災保険加入事務取扱要領についての規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 記

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

別記様式
(第8条関係)

法定外保険加入証明書

契約者 住 所
氏 名

標記の者は、下記の期間当団体と〇〇保険株式会社との間の法定外補償責任保険に団体加入していることを証明いたします。

記

加入期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

住 所

団 体 名

代表者名

Ⓜ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。